

社会福祉法人 山形市社会福祉事業団定款

(昭和58年6月20日制定)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、市と一体となって、次の社会福祉事業等を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ア 児童養護施設	山形学園の管理運営
イ 特別養護老人ホーム	山形市特別養護老人ホーム菅沢荘の管理運営
ウ 養護老人ホーム	山形市養護老人ホームあたご荘の管理運営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 障害児通所支援事業	こまくさ学園 指定児童発達支援事業ひよこ教室 指定放課後等デイサービス風の子
イ 障害福祉サービス事業	恵光園 蔵王通勤寮 指定共同生活援助事業所蔵王
ウ 老人短期入所事業	菅沢荘
エ 老人デイサービス事業	山形市菅沢デイサービスセンター 山形市銅町デイサービスセンター
オ 老人居宅介護等事業	ヘルパーステーションあたご
カ 一般相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく
キ 特定相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく
ク 障害児相談支援事業	指定相談支援事業所まんさく

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人山形市社会福祉事業団という。

(経営の原則)

第2条の2 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第3条 この法人の事務所を、山形県山形市蔵王半郷1366番地の2 まんさくの丘内に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第4条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

- 2 この法人に理事長及び副理事長を置く。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 理事長は、山形市副市長をもってこれにあてる。
- 5 山形市副市長が欠けたときは、山形市福祉推進部長をもって理事長にあてる。
- 6 副理事長は、理事のうちから理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 7 この法人に常務理事を置くことができる。
- 8 常務理事は、理事のうちから理事長が指名する。
- 9 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係にある者が、理事のうち1名をこえて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員職務)

第5条 理事長は、法人の事務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、事務を処理する。
- 3 常務理事は、理事長の命をうけて、この法人の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、業務を審議する。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款の別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第7条 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、副理事長が、副理事長にも事故あるときには、常務理事又は理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の選任等)

第8条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2 理事のうち2名は、山形市副市長及び山形市福祉推進部長の職にあるものをこれにあてる。

(監事の選任等)

第9条 監事は、評議員会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第10条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び山形市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事長・副理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員報酬等)

第11条の2 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の受託経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第2章の2 評議員及び評議員会

(評議員会)

第12条の2 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第12条の3 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

第12条の4 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第12条の5 評議員は社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第12条の6 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

現金 300万円

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第21条の2に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、山形市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山形市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ山形市長の承認を受けなければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、かつ山形市長の承認を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ山形市長の承認を受けなければならない。

第3章の2 公益を目的とする事業

(種別)

第21条の2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 山形西部地域包括支援センターの設置経営
- (2) たきやま地域包括支援センターの設置経営
- (3) 指定居宅介護支援事業所あたご荘の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第21条の3 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって、山形市に帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、山形市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、山形市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山形市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人山形市社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	渡 部 勝 雄
理 事	太 田 貞 雄
理 事	原 谷 正 美
理 事	坪 沼 秀 雄
理 事	近 野 智 泉
理 事	伊 藤 泉
理 事	会 田 長 重
理 事	菊 池 六 郎
理 事	長谷川 金太郎
理 事	佐 藤 義 久
監 事	浅 野 繁
監 事	鹿 野 秀 孝

附 則 (昭和60年1月改正)

この定款は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月改正)

この定款は、平成3年3月28日から施行する。

附 則 (平成3年5月改正)

この定款は、平成3年5月20日から施行する。

附 則（平成3年12月改正）

この定款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月改正）

この定款は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成5年7月21日から施行する。

附 則（平成5年12月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成7年7月改正）

この定款は、平成7年5月25日から施行する。

附 則（平成7年12月改正）

この定款は、平成7年12月26日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（平成9年3月改正）

この定款は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年3月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成12年5月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年3月改正）

（施行期日）

1 この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定、第8条第1項の改正規定、第9条第1項の改正規定、第10条第2項及び第3項の改正規定並びに第2章の次に1章を加える改正規定は、平成13年7月21日から施行する。

（評議員の任期）

2 新たに設置する評議員会の当初の評議員の任期は、第12条の6の規定にかかわらず平成15年7月20日までとする。

附 則（平成14年3月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成14年9月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成15年2月改正）

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、山形県知事の認可があった日から施行する。ただし、第1条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成18年9月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年3月改正）

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年7月改正）

この定款は、平成19年7月25日から施行する。

附 則（平成24年2月改正）

この定款は、平成24年4月1日から施行する。（山形県知事の認可日 平成24年 3月22日）

附 則（平成24年3月改正）

この定款は、平成24年4月1日から施行する。（山形県知事の認可日 平成24年 3月30日）

附 則（平成25年3月改正）

この定款は、平成25年4月1日から施行する。（山形県知事の認可日 平成25年 3月29日）